

業務の運営に関する規程

中部中小企業共栄会協同組合

第1 求 人

- 1 本所は、第4の5に記載してある取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不適當である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来社できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、第4の5に記載してある取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メ

ールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をいたしません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 4 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取扱います。
- 5 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることを理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、インドネシア共和国、全職種、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能外国人に係る職業紹介、求人は組合員に限ります。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和 7 年 7 月 1 日
代表者 和田 康子